

第三十二号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「配当所得」を「配当所得等」に、「附則第三十五条の二第六項に規定する株式会社等」を「附則第三十五条の二第六項若しくは第十五項又は第三十五条に、「（同法附則第三十五条の二第六項又は第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を「、同法附則第三十五条の二第五項に規定する上場株式会社等に係る譲渡所得等の金額」に改め、「（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を削る。

第十五条の四第一号中「百分の六・四五」を「百分の六・八六」に、「百分の五十五」を「百分の五十六」に改め、同条第二号中「三万三千九百円」を「三万五千四百円」に、「百分の四十五」を「百分の四十四」に改める。

第十五条の八中「五十二万円」を「五十四万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の一・九八」を「百分の二・〇二」に、「百分の五十五」を「百分の五十六」に改め、同条第二号中「百分の四十五」を「百分の四十四」に改める。

第十五条の十六中「十七万円」を「十九万円」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・四九」を「百分の一・四四」に改める。

第十九条の二各号列記以外の部分中「五十二万円」を「五十四万円」に、「十七万円」を「十九万円」に改め、同条第一号中「配当所得」を「配当所得等」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に、「（同法附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を「、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改め、「（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」を削り、同号イ中「二万三千七百三十円」を「二万四千七百八十円」に改め、同条第二号中「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同号イ中「一万六千九百五十円」を「一万七千七百円」に改め、同条第三号中「四十七万円」を「四十八万円」に改め、同号イ中「六千七百八十円」を「七千八十円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定及び第十九条の二第一号の改正規定（同号イの改正規定を除く。）並びに付則第三項の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四及び第十九条の二（各号列記以外の部分、第一号イ、第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年度分の保険料から適用し、平成二十七年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第十五条第一項及び第十九条の二第一号（イからハまでに係る部分を除く。）の規定は、平成二十九年度分の保険料から適用し、平成二十八年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説明）

基礎賦課額の保険料率及び賦課限度額等を改めるとともに、低所得者に対する保険料均等割の軽減の対象となる世帯の所得基準額を引き上げるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。